

## 訴訟援助申請書

2020 年 5 月 26 日

「自然の権利」基金 御中

下記のとおり助成を申し込みます。

### 第 1 申請者

【グループ名】 核燃サイクル阻止 1 万人訴訟原告団

【所在地】 〒039-1166

青森県八戸市根城 9-19-9

TE : L0178-47-2321 FAX : 同左

E-mail : 1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

【代表者名】 浅石紘爾

### 第 2 訴訟の内容

○「高レベルガラス固化体貯蔵施設」

廃棄物管理事業許可処分取消請求事件 <平成 5 年 9 月 17 日提訴・係属中>

○再処理事業指定処分取消請求事件 <平成 5 年 12 月 3 日提訴・係属中>

・六ヶ所ウラン濃縮工場の核燃料物質加工事業許可処分  
無効確認・取消請求事件

<平成元年 7 月 13 日提訴・平成 19 年 12 月 21 日上告棄却>

・「六ヶ所低レベル放射性廃棄物貯蔵センター」

廃棄物埋設事業許可処分取消請求事件

<平成 3 年 11 月 7 日提訴・平成 21 年 7 月 2 日上告棄却>

・MOX 燃料加工工場許可処分異議申立事件<平成 22 年 7 月 9 日申立・提訴予定>

#### 訴訟概要及び進捗状況

福島原発事故後の事業変更許可申請に対する新規制基準による適合性審査により口頭弁論手続は事実上の中断状態ですが、審査合格証が出されると、今後原告・被告双方から追加の主張と本格的な証拠調べが始まる予定であり、判決まであと数年はかかる見込みです。

### 第 3 訴訟の目的及び意義

1 訴訟・異議の目的

事業許可（再処理は「指定」）処分の取消による施設の廃止措置（稼働中止）

2 意義

核燃料サイクル 4 施設は、原子力発電のアップストリーム（上流）＝ウラン濃縮と、ダウンストリーム（下流）＝①原発から出る低レベル放射性廃棄物（ドラム缶）の最終処分②使用済燃料の再処理③再処理から出る高レベル放射性廃棄

物（海外再処理分と六ヶ所再処理から出るガラス固化体）の管理にかかる施設であり、MOX燃料加工工場は、再処理から出るプルトニウムを原発燃料に加工する施設で、我国の原子力政策を推進する上で必要不可欠な存在と喧伝されています。とりわけ再処理施設は核燃料サイクルの「要」であり、そこから抽出されるプルトニウムは原発と並んで我国のエネルギー供給を支えるものとして、その必要性が強調されています。

しかし、再処理施設は、平常運転時において、膨大な放射性廃棄物（液体、気体）を環境に放出することによって人体・環境の汚染を引き起こす危険があるばかりか、万が一の事故が発生したときには地球的規模での核災害が危惧されています。

また、もんじゅが廃止措置となり、高速増殖炉計画が破綻したにもかかわらず、第5次エネルギー基本計画（2019年）でも、「可能な限り原子力発電への依存度低減」を言いながら、相変わらず核燃は推進と整合性に欠けた政策をとっています。この矛盾を突破するために、コストが高く安全性に疑問の多いプルサーマルでプルトニウムを無理矢理消費しようとしています。原発再稼働停滞の影響により実施は極めて不透明な状況となっています。

再処理に伴うコストは今後40年間で13.9兆円と試算されており、国民は高い電気料金を支払わされることとなります。使用済燃料を直接処分する方式の方がコスト安であり、政府も検討を始めています。

温暖化対策として原子力が有効という誤った宣伝がなされていますが、福島原発事故の反省が欠けています。また、「再処理工場」は、今や使用済燃料減量化としての意味と余剰プルトニウム増産工場としての意味しかもっていません。

ところが、政府は再処理事業の恒久化を図る目的で、「使用済燃料等再処理機構」という新法人を設立し、拠出金制度を作って、八方塞がりの再処理の「確実な推進と資金の確保」を狙っています。原告団はこのような動きにも反対の運動を強めています。

このように、安全性、必要性、経済性が認められない再処理政策を司法の側面から中止させることが訴訟の最終目的です。

再処理事業は、ガラス固化の失敗、適合性審査遅れで竣工時期は24回も延期となり、2021年度上期となりました。また航空機墜落、活断層、大津波、火山活動などによる大事故発生指摘がされており、再稼働原発に対する司法判断が続出する中で、裁判所の審理促進を申し入れています。2020年5月13日原子力規制委員会が日本原燃の事業変更許可申請に対する審査書案を了承したことによって、本格的な審理に入っていくことになりましたが、結審には数年を要すると思われます。

#### 第4 助成を必要とする理由

現在の原告団は青森県民のみならず、全国各地に居住する住民の人たちで組織され、メンバー数は現在約420名ですが、結成以来31年を経過して会費（年間6000円）納入者は300名位に減っているのが現状です。

ウラン濃縮、低レベルは、最高裁で敗訴が確定しましたが、高レベルと再処理は青森地裁で審理中です。

適合性審査が確定して申請が合格となっても、現実に再処理工場が本格稼働するためには、後続の手続き（施工認など）、耐震性を確保するための施設改修工事が必要となり、従って本格稼働時期はかなり先になるものと思われる。

また、MOX燃料加工工場の取消訴訟を新たに提起するべく準備中です。

弁護団は、実働代理人として3名が東京から、1名が山梨から、現地では当職が担当しております。事務局は当職の法律事務所の一部を使用（無償）しております。また弁護団の拡充を考えています。ニュースは年4回程発行し、時宜に応じて講演会や抗議活動を行っております。

原告団の最大の悩みは、原告の高齢化に伴うメンバーの減少、訴訟の長期化による組織的弱体化、それに伴う財政の逼迫です。

そこで、ぜひとも弁護団活動に対し、貴基金から引続き財政的助成をされたく心からお願いする次第であります。

## 第5 その他

- 1 助成金は訴訟費用（弁護士・専門家の旅費交通費、謝礼、調査費用、訴訟関係資料のコピー代、印紙代等、通常弁護士が依頼者より実費として徴収する範囲）として使用します。
- 2 費用の使途について、求めに応じて報告します。
- 3 訴状・準備書面・判決を、「自然の権利」基金にPDFなどで提出します。
- 4 『「自然の権利」基金通信』掲載のために、年1～2回程度、記事を提供します。
- 5 訴訟の期日をお知らせします。
- 6 「自然の権利」基金のチラシをニュースへ同封するなど、「自然の権利」基金会員拡大に協力します。
- 7 助成金は、下記の口座に振り込まれることを了承します。当該口座は、弁護団が直接管理しています。

岩手銀行 根城支店

（普通）口座 口座番号 2010438

名義人（※全角カタカナもご入力ください）核燃弁護団 代表 浅石 紘爾  
（カクネンベンゴダンダイヒョウアサイシコウジ）

- 8 弁護団に参加している弁護士は、以下の通りです。  
浅石紘爾、内藤隆、海渡雄一、伊東良徳、中野宏典

## 第6 助成申請金額

金 20 万円

金額設定の根拠（簡単な内訳）

再処理裁判は、証人尋問に向け準備・打合せが増え、また MOX 燃料加工工場の提訴に向け経費が嵩み財政が厳しいため。

内訳（弁護士旅費 20 万円）

以上